

20各高福第332号
平成20年8月12日

各務原市介護保険サービス事業者協議会
居宅介護支援事業者部会会長 稲垣 光晴 様

各務原市健康福祉部高齢福祉課
課長 太田 徳生

住宅改修が必要な理由書の取り扱いについて
介護保険最新情報 Vol.40（厚生労働省老健局発）別紙18

時下、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。
平素は、当市介護保険事業にご理解、ご協力賜り厚くお礼申し上げます。
さて、標記のことにつきまして、下記のとおり会員各位に周知願いたく、よろしく
お願い申し上げます。

記

(変更点抜粋)

当該被保険者に対して居宅サービス計画等が作成されている場合は、居宅サービス計画等の記載と重複する内容については、居宅サービス計画等の記載内容が確認することができれば、理由書への記載を省略して差し支えない。

ご存知のように介護保険の住宅改修は、ケアマネの理由書に基づいてそれに沿った改修工事を行っていただいているところであります。

従ってケアマネの理由書については重要な位置づけにあると考えております。

しかし今回の改正により居宅サービス計画書のなかで住宅改修が必要な理由書と同程度の内容のものが、盛込んである場合に限っては、ケアマネの理由書を省略可といたします。

(※省略可になるかどうかは、記載内容により保険者で判断しますのでよろしくご理解願います。)